

非営利法人格選択に関する実態調査報告書  
(2016年度継続調査)

2017年2月

非営利法人格選択に関する実態調査委員会

〔公益財団法人公益法人協会  
認定特定非営利活動法人日本NPOセンター〕

## 1-6 前回調査（2014年度調査）の概要

### (1) 調査目的

- ①一般法人及び特定非営利活動法人の法人格選択に関する実態を把握すること。
- ②その上で、一般法人及び特定非営利活動法人に対する支援や連携の推進を検討すること。
- ③今後の非営利法人制度のあり方やその改善などを検討するための基礎資料とすること。

### (2) 調査対象

- ①新公益法人制度が施行された2008年12月1日から2013年3月31日までの間に、一般法人（一般社団法人・一般財団法人）または特定非営利活動法人として法人格を取得した団体。
- ②調査対象の法人は、一般法人については公益法人協会が、特定非営利活動法人については日本NPOセンターが、それぞれ把握している法人の中から選定した。

### (3) 調査仮説

#### <仮説1>

法人化における一般法人と特定非営利活動法人の選択において、一般財団を別とすれば、基本的な違いはない。

#### <仮説2>

ただし一部の法人については、公益認定を目指す団体は一般法人を、認定特定非営利活動法人を目指す団体は特定非営利活動法人を選択する傾向がある。

#### <仮説3>

一般法人の多くは非営利セクターの一員として特定非営利活動法人と同等の公益的な活動を目指しており、実際に行っている。

#### <仮説4>

一般・公益法人制度と特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人制度についての将来的な統合に関する障壁はそれほど高くない。

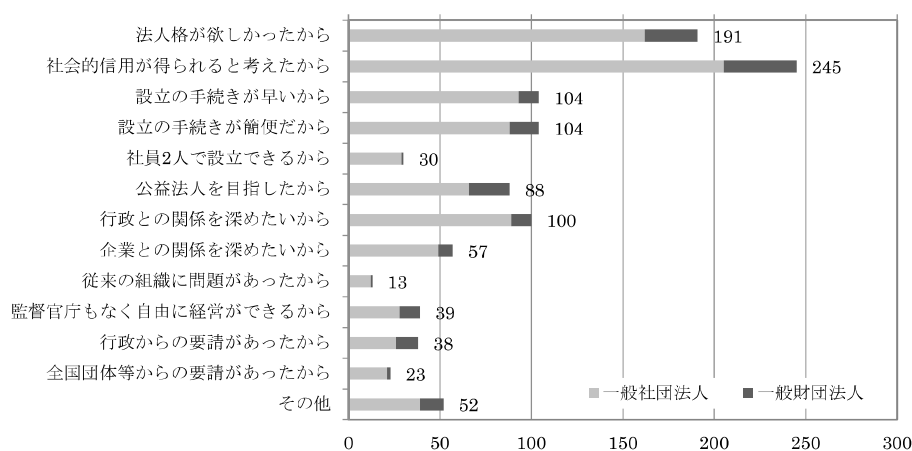
### (4) 調査方法

- |           |   |
|-----------|---|
| ①アンケート調査  | (実施期間：2014年7月18日～8月1日)                                    |
| 一般法人      | 調査票送付数 2,464件（うち到達数 2,072件）<br>回収数 378件（到達数に対する回収率 18.2%） |
| 特定非営利活動法人 | 調査票送付数 1,757件（うち到達数 1,596件）<br>回収数 568件（到達数に対する回収率 35.5%） |
| ②ヒアリング調査  | (実施期間：2014年10月中旬～12月初旬)                                   |
| 一般法人      | 19団体  |
| 特定非営利活動法人 | 20団体  |

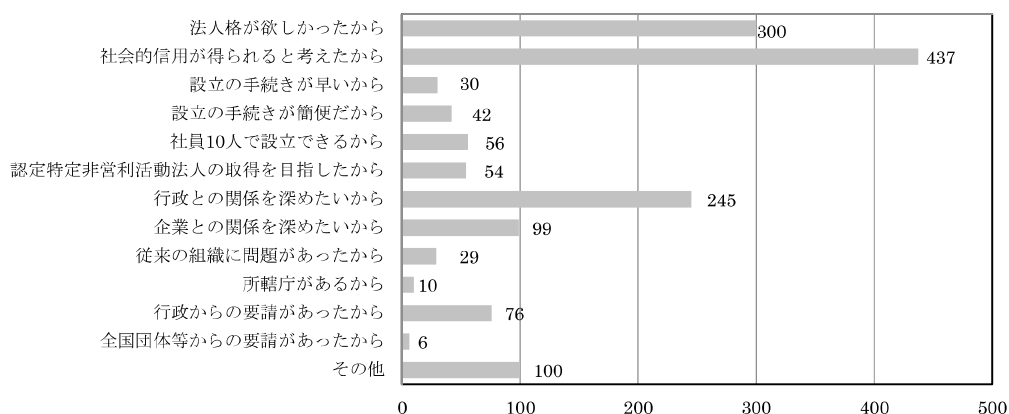
(5) 調査結果からの抜粋

①法人格を選択した理由

i 一般法人を選択した理由（複数回答 n=376）



ii 特定非営利活動法人を選択した理由（複数回答 n=561）



②メリットとデメリットについての主な意見

i 一般法人のメリット

- ・規制機関がないことから様々な活動分野で自由に経営ができ、独立も保証される。
- ・企業からの資金を集めやすく、同業者団体に向いている等、企業との親和性がある。
- ・信用のある法人形態である。
- ・設立や解散が容易にできる。

ii 特定非営利活動法人のメリット

- ・地域の課題を解決する受け皿としての活動を行っているという認識が強まった。
- ・商店街の振興に関わっているが、様々な人たちと上下ではない関係をつくるためには非営利で社会貢献性のある特定非営利活動法人の取得が有効。
- ・地域から受け入れてもらいやすいと感じる。
- ・特定非営利活動法人になることで社会的な信用を高めることや市民性をアピールできると考えている。
- ・非営利であることでコンセプトとスタンスを示すことができる。
- ・社会的な信用が高まったおかげで、公的支援や各種助成金を受けることが可能となった。

### iii 一般法人のデメリット

#### (制度)

- ・理事会、評議員会の代理出席、委任状出席ができない。
- ・法律どおりの会計、事務処理やガバナンスを行うことが難しい。
- ・非営利法人の会計を理解していない会計士、税理士が多い。

#### (社会的信用)

- ・あまりに自由度が高すぎて社会的信用が欠ける場合がある。
- ・特定非営利活動法人並みの情報公開をしないと運営面で間違ったことが起こる可能性があり、信用も得られにくい。
- ・一般社会からビジネスを行う主体としてみてくれない。
- ・儲け主義と思われることがある。

#### (税制)

- ・非課税部分が少ない。ただし、非営利型並びに公益型であれば特定非営利活動法人と同じ税制であることから満足という意見。

### iv 特定非営利活動法人のデメリット

#### (所轄庁への報告等の煩雑さや所轄庁との関係の難しさ)

- ・行政への報告が煩雑である。所轄庁に報告を行う際に、団体が日常的に使っている言葉を行政が理解できない。所轄庁とのやり取りが煩雑。

#### (報告書や会計様式)

- ・活動計算書を企業の方も分かるような様式に近づける必要がある。所轄庁で定めた事業報告書等のフォーマットではなく、市民が理解しやすいような情報開示のニーズに沿ったフォーマットであるべきだ。

#### (社会的な理解の促進)

- ・特定非営利活動法人の日常的な運転資金に対して、金融機関は融資をしてくれない。地方では、特定非営利活動法人が寄付を集めることは大変、認知度が低い。行政の支援策なども十分ではない。無報酬のボランティアだと思われる。

## (6) 仮説の検証

【仮説1】法人化における一般法人と特定非営利活動法人の選択において、一般財団を別とすれば、基本的な違いはない。

#### ○一般法人

- ・登記だけで設立できる設立手続きの簡便さ・迅速さ、事業目的・内容の制約がなく、また監督官庁もない運営の自由さ。

#### ○特定非営利活動法人

- ・行政（国、自治体）からの補助金や委託、指定管理などを受けるために、特定非営利活動法人であるほうが有利。

⇒ 法人選択には基本的な相違がみられることから、仮説1は支持できない。

【仮説2】ただし一部の法人については、公益認定を目指す団体は一般法人を、認定特定非営利活動法人を目指す団体は特定非営利活動法人を選択する傾向がある。

- ・特定非営利活動法人を選択しなかった理由として、「公益法人を目指したから」、特に、一般財団にみられる。

⇒ 仮説2は一部では支持できるものの、明確な検証はできなかった。公益法人と認定特定非営利活動法人との違いに対する認識について、さらなる検討が必要。

【仮説3】一般法人の多くは非営利セクターの一員として特定非営利活動法人と同等の公益的な活動を目指しており、実際に行っている。

- ・特定非営利活動法人との制度的な同等性すなわち選択可能性をもつのは、厳密に言えば「非営利徹底型の社団法人」である。
- ・しかし、活動分野・事業内容についての特徴は見られず、法人選択の理由も他の法人類型との差はない。

⇒ 仮説3は今回の調査からは支持することはできない。他の税制区分や法人形態別の比較分析を含めた一般法人の活動内容についての詳細な検討が求められる。

【仮説4】一般・公益法人制度と特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人制度についての将来的な統合に関する障壁はそれほど高くない。

- ・現状を肯定する傾向が強い。
- ・ただし、法人制度の枠を超えて非営利セクターの社会的な理解の促進を望む声があった。
- ・法人制度の手続きやその背景にある制度設計の思想、あるいは歴史的な経緯などが、二つの法人制度が異なるものとして捉えられている。

⇒ 統合への障壁は高く、仮説4は今回の調査からは支持することはできない。

#### 1-7 公益法人制度と認定特定非営利法人制度の概要

(※本調査委員会による整理)

|        | 公益法人   |        | 認定特定非営利活動法人  |
|--------|--|--------|--|
|        | 公益社団法人   | 公益財団法人 |  |
| 根拠法    | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律   |        | 特定非営利活動促進法   |
| 認定組織   | 行政庁<br>〔 内閣府または都道府県 〕<br>〔 公益認定等委員会に諮問 〕   |        | 所轄庁<br>〔 都道府県または政令指定市 〕  |
| 認定評価基準 | 予算における支出の構造等<br>(公益目的事業 23 項目の比率)  |        | 決算における収入の構造等<br>(パブリックサポートテスト)   |
| 税制優遇措置 | 寄付控除<br>・個人寄付に一定の所得控除<br>(パブリックサポートテストを受ければ税額控除も可)<br>・法人寄付に損金算入枠拡大<br>・公益目的の収益事業は非課税<br>・相続財産寄付非課税<br>・利子等非課税 |        | 寄付控除<br>・個人寄付に一定の所得控除<br>または税額控除 (選択が可)<br>・法人寄付に損金算入枠拡大<br>収益事業のみなし課税<br>相続財産等寄付非課税 |

## 第5章 分析とまとめ

### 5-1 調査結果から見えてきたこと

#### 5-1-1 アンケート調査から

##### (1) 単純集計について

アンケート調査のうち、選択肢からの回答による単純集計からは、次のことが指摘できる。

\* ( ) は回答比率、[ ] は回答数を示す。

- ① 公益法人〔39〕と認定特定非営利活動法人〔163〕を対象とした調査からは、2つの法人類型で大きく異なる点として下記の項目があげられる。
  - ・認定取得を検討するにあたって税制上考慮した点については、「法人に対する優遇措置」では公益法人が高く（88.2%対62.5%）、「寄附者への優遇措置」では認定特定非営利活動法人が高い（98.8%対80.0%）。この傾向は、数値こそいずれも低くなっているものの、実際に認証を受けた後のメリット感の傾向とも共通する（82.1%対50.3%/89.4%対76.3%）。これは金融資産課税非課税の有無やみなし寄附の使用可能性が影響しているのかもしれない。
  - ・公益法人は認定取得を法人の設立検討当初から決定している割合が過半であるのに対して、認定特定非営利活動法人はその割合がかなり低い（56.4%対16.0%）。公益性を予算支出で判断するか決算収入で判断するかのシステムの違いが反映しているのかもしれない。
  - ・認定取得のための相談先としては、公益法人では公認会計士・税理士（56.4%）と行政庁（43.6%）が多く、認定特定非営利活動法人では所轄庁（55.2%）と中間支援組織（30.6%）が多い。公益認定に関しては、まだ中間支援組織が対応できていないことを意味すると考えられる。
- ② 都道府県（行政庁・所轄庁）〔28〕の非営利法人等に対する支援としては、特に情報提供という点で認定特定非営利活動法人や特定非営利活動法人が公益法人や一般法人より高い値を示す〔22対13〕。政令指定都市（所轄庁）〔16〕では、その差は小さい〔14～15対11～12〕。都道府県では所轄庁と行政庁との役割分担がなされているのかもしれない。
- ③ 企業〔19〕が非営利法人等を支援するとき考慮する企業数は、「適正なガバナンス」〔14〕、「理念や事業分野の親和性」〔13〕、「財務状況等の情報公開」〔12〕の順で多く、「法人格の有無」と「団体の公益性」〔ともに13〕が続く。しかし「公益認定の有無」〔4〕を考慮する割合は低く、この点では次項（2）で触れる認定法人側の意識とギャップがあるかもしれない。
- ④ 助成財団〔22〕の支援（助成）対象については、特定非営利活動法人〔19〕と任意団体〔18〕と他の法人類型（一般法人・公益法人・認定特定非営利活動法人）〔16〕はほぼ同じで、法人格の有無や法人形態はほとんど関係しない。これも次項（2）で触れる認定法人側の意識とギャップがあると思われる。
- ⑤ 中間支援組織〔34〕の非営利法人等に対する各種相談支援は、特定非営利活動法人や任意団体〔ともに34〕や認定特定非営利活動法人〔31〕は殆どの組織で対応しているが、一般法人〔23〕や公益法人〔18〕については対応できていないところがまだ多いと推測される。

##### (2) 認定取得前後の比較について

「外部機関からの支援」と「社会一般からの支援」という視点から、公益法人と認定特定非営利活動法人別に認定取得時に考慮（期待）したことと現在感じているメリット感について比較分析した。

外部機関からの支援に関しては、行政・企業・助成財団ごとの「補助金・助成金」、「事業委託・協働事業」、「寄附」、「人材育成」、「施設・設備・物品の支援」、「情報提供」の各項目について、認定前後の比較を行った。結果は、認定を取得することによる「寄附」や「補助金・助成金」などの資金的支援に対する考慮（期待）に対して、現状のメリット感は期待したほどではなかった。その回答率の差は、11～33ポイントとなっており、公益法人よりも認定特定非営利活動法人で大きな

っている。それでも、いずれの法人にとっても最もメリット感のある「企業寄附」についてみれば、そのメリット感率は公益法人で 49%、認定特定非営利活動法人では 53%に達しているから、期待とのギャップがあるとはいえ、認定の意義はそれなりにあったといつてよいであろう。

「社会一般からの支援」に関しては、社会一般や個人からの支援について、「市民からのミッションへの共感」、「社会的認知度の向上」、「社会からの信頼性の確保・向上」、「市民からの寄附等による資金支援」、「市民による事業活動へのボランティア参加等」の各項目について、認定前後の比較を行った。公益法人と認定特定非営利活動法人では回答パターンはやや異なるものの、公益法人の「共感」の項目以外はすべての項目で現状のメリット感が認定前の考慮（期待）より 10～28 ポイント低くなっている。ここでもその差は、認定特定非営利活動法人の方が大きい。

### (3) 外部支援への期待と現実に関する公益法人・認定特定非営利活動法人の類型化について

両法人のすべて〔202〕について、外部機関からの支援に関する項目ごとにメリット感と認定前の考慮（期待）のありようをクラスター分析した。

現状のメリット感については、5 つのクラスターに分類した。過半数の法人は企業寄附以外すべての項目にあまりメリットを感じていない「企業寄附享受型」〔110〕である。次はぐっと減って、すべての項目に全くメリットを感じない「非享受型」〔39〕、他に「情報享受型」〔13〕、「全方位享受型」〔3〕、「資金享受型」〔2〕が続く。すべての項目にメリットを感じている法人が 3 法人とはいえ存在することには注目する必要がある。

認定前の考慮（期待）については、最多は企業寄附以外の支援すべてをあまり考慮しなかった「企業寄附期待型」〔91〕で、半数近くを占める。続いて、すべてを考慮した「全方位期待型」〔30〕、情報にかかわる項目のみを考慮した「情報期待型」〔27〕がほぼ同数で並ぶ。行政からの支援を考慮した「行政期待型」〔3〕と民間の支援を考慮した「民間期待型」〔1〕は大変少ない。30 法人の「全方位期待型」は、3 法人の「全方位享受型」に縮減した。その差の 27 法人の多くは「企業寄附享受型」に移行した。

### (4) 自由記述回答について

アンケート調査では詳細な自由記述による回答も得た。これらは第 2 章のインタビュー調査の対象者の選定や調査項目の設定のための情報源として活用したが、本報告書の本文では分析していない。ひと言ひと言に意味のある貴重なコメントとして抽象化して分析すると意味を失うもの多く、記述内容をそのまま 50 頁にわたる資料 1 として本報告書巻末に所収した。さまざまな形で活用できるのではと思う。

## 5-1-2 インタビュー調査から

### (1) 調査の方法と概要

調査対象団体については、アンケート調査の記述回答において法人格の選択や法人制度に関するより具体的な意見を聴取できると期待されるものを選定し、公益法人〔7〕、認定特定非営利活動法人〔6〕、都道府県〔4〕、政令指定都市〔5〕、企業〔2〕、助成財団〔2〕、NPO 支援センター〔2〕について訪問インタビューを行った。地域的には、東京都、神奈川県、岡山県、宮城県を重点地域とした。

主なインタビュー項目は、(1)認定を受けようとした目的と意思決定のプロセス、(2)認定を受けたことによる団体運営等への影響、(3)認定取得前の期待と認定取得後の現状とのギャップの有無、(4)認定制度において問題と感じていること、(5)認定制度の普及に必要なと思うこと、(6)認定制度に期待すること、(7)非営利法人制度の望ましい姿。ここでは政策提言の観点から、特に(4)(5)(6)(7)を中心に要点を記す。

### (2) 公益法人制度の問題等

問題と感じていることとしては、「収支相償の問題点」「監督官庁の指導等の基準の統一」「変更認定は提出書類の作成に要する時間」など。

認定制度の普及のためには、「提出書類の簡素化」「公益法人制度の周知」「制度の緩和」「運用の

弾力化」などが必要という意見。

期待することとしては、「認定件数の増加による市民主体の社会づくりの広がり」「認定制度の認知度の向上」など。

### (3) 認定特定非営利活動法人の問題等

認定制度で問題と感じていることとしては「税制優遇については、制度が分かり難い」「申請書類や定期提出資料について分かりやすいフォーマットに変更してほしい」「認定基準として、事業内容全体ではなく会計が主軸になっている部分があるが、その適否については若干疑問がある」「社会における認知度が低く、新しい公共として行政と並んで地域を支え貢献する機関として認知されていないと感じている」などの意見。一方で、「認定特定非営利活動法人の信用は守り続けたいので、ハードルを下げるのは反対」「行政が認定特定非営利活動法人を公共機関の一つ形として扱ってくれることによって、社会的地位もしていく」など。

認定制度の普及に必要なと思うことは、「認定を受けたから寄附が集まるということでないで、自らが積極的にPRする必要がある」「行政や中間支援団体が認定制度の宣伝と認定取得の推進をしていかないと認定特定非営利活動法人は増えないと思う」「税制控除などのメリットが分かりやすい形で示されることが一番だと思う」など。

期待することとしては、「税制控除制度の利用の煩雑さがあるので、もう少し簡素になることを望む」「認定特定非営利活動法人の信用を維持するためにも、窓口は広くて良いと思うが、規制自体はゆるくしてほしい」「会計面だけでなく、事業内容全体を主軸とする制度であることが望ましい」など。

認定特定非営利活動法人に関しては、中間支援組織からも意見を聞いた。問題と感じることについては「パブリック・サポートテストを含めて、認定を取得するための敷居が高いこと」「NPO法における政治活動の定義について、理論構築の必要がある」などの回答があり、期待としては、「非営利法人の信頼性の向上による、関係者の増加」などがある一方、「特別に期待することはない」との意見も。普及に関しては「行政との協働が必要ではないか」「NPO支援センターが認定・指定の信用保証ができるようになること」などの意見があった。

### (4) 2つの非営利法人制度は併存か統合か

公益法人、認定特定非営利活動法人、都道府県や政令指定都市、企業、NPO支援センターからさまざまな回答が寄せられたが、回答者の属性を問わず「併存」と「統合」の意見は相半ばする。それを「併存」と「統合」の別に分けると下記の通りである。いずれも熟慮された意見で、この課題を論ずるための関係者の理解が着実に進みつつあることを感じさせられる。

#### <2制度併存のままでよしとする意見>

イメージ的にNPO法人は参加型、一般法人は事業型。このようにすみ分けたらよい。／それぞれの法人制度は目的や生い立ちに差があるので、当面別々の制度として存在することでよい。／特に不都合があって一本化してほしいとは今のところ考えていない。／2つの法人制度の併存は分かりにくい部分もあるが、取得する側からいえば、メリットとデメリットを理解したうえで、選択肢がある方が良く、統合は必要ない。／特定非営利活動法人と公益法人と分けずに法人格を統合すべきという意見もあるが、多様性が確保されているほうがすくい取れる部分もあるので、法人格の種別は、現状のままの方が望ましい。／それぞれの団体には歴史があり、非営利法人制度にも成立の経緯があるので現状については肯定するが、さらに分かりやすくなることを望む。

#### <2制度の統合をよしとする意見>

制度的にシンプルで単純化したほうがよい。／シンプルに一元化してほしい。／現在の制度は複雑すぎるので、シンプルに一本化するべき。特定非営利活動法人を作った関係者にはプライドがあると思われるが、柵を取っ払って、セクター全体でより良い制度をつくったらよいと思う。／同じ制度を細かくたくさん作っても複雑にするだけ。縦割り社会が生んだ制度。市民にとって使いやすい単純明快な制度、つまりスリム化する必要がある。／2つの非営利法人制度は一本化してもよいと考えているが、一般社団・財団は何かの形で把握（登録）がなされることが望ましい。／公益法人、特定非営利活動法人、一般法人の制度がひとつになるとよい。



### 5-1-3 フォーラムの開催を通じて得られた調査の結論

アンケート調査とインタビュー調査を終えて一通りの分析を終えた段階で、神奈川と岡山で地域フォーラムを、東京で全国フォーラムを開催、調査の中間報告を行うとともに、中間支援組織を含む公益法人や認定特定非営利活動法人、あるいは自治体の関係者など4～5名をパネリストに迎え、法人選択に関する議論を行った。アンケート調査に回答し、インタビュー調査も受けた方々にパネリストやコーディネーターとして登壇いただいたため、問題意識も明確でよく整理されており、質の高い質疑や議論が行われた。

最終段階の全国フォーラムのパネル討論の内容を筆者なりに圧縮、再構成して箇条書きにすると、以下のようになる。これらはアンケート調査やインタビュー調査の結果からも納得できる説得力のあるもので、いわば今回の調査全体の結論と言ってよいであろう。

- 行政や一般市民の知識が広がることで一般法人に対する支援が進み一般法人数は増加する
- そのためにも地方の NPO 支援センターにおける公益法人や一般法人への対応能力を強化することが必要である
- 一般法人の自主的な情報公開を促進して市民の信頼度を増すことが必要である
- 法人格の必要性や相応しい法人格は、活動の目的や内容によっても異なることを認識することも必要である
- 自立・安定した法人運営を可能にする公益財団法人の仕組みには大きな可能性がある
- 公益法人のかかえる問題点としては下記の2点があり、その改善が求められる
  - ①遊休財産や収支相償の規制は法人に組織の成長を規制させ、危険な綱渡りの運営を強いる
  - ②公益事業の変更認定の手続きには膨大な事務作業を要し、公益活動の広がりが制限される

### 5-2 仮説は検証されたか

#### (1) 仮説1について

「非営利法人格の選択は、団体のミッションや、それに基づく運営の在り方によって、主体的に意思決定される」という仮説については、アンケート調査やインタビュー調査やフォーラムでの発言からは検証されたと言ってよい。しかしこれらの回答団体は社会的な関心も高く確信に満ちた層の団体である可能性が高く、今回の調査で回答が得られなかった団体を含めて幅広く殆どの団体が「主体的」に意思決定しているかについては検証されたわけではない。しかし今後の課題を「市民社会の担い手となる影響力ある団体を育てる」という視点で考えれば、今後の議論や取り組みは仮説1を前提に進めることが社会的な生産性が大きいと考える。

#### (2) 仮説2について

「仮説1に際しては、制度に対する認識が受動的に反映される」という仮説については、調査に回答した団体に関して言えば、むしろ制度に対する能動的な認識による事例も多く見られ、すべてが受動的とする仮説は成り立たない。「受動的に反映」というよりも次第に「能動的な創造」にシフトしつつあるとも言える。今後はそのような前提で前向きに取り組むことが重要かもしれない。

#### (3) 仮説3について

「仮説1に際しては、行政機関の姿勢や支援機関の認識、制度等が反映される」という仮説については、一般・公益法人と特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人では支援機関のありようも相談窓口も違うので異なるように思われる。一部の全国的な組織に属する団体（シルバー人材センター等）を別にすれば、特に重要な点で反映されているという確証は得られなかった。今後は、よりよい形で積極的に反映されるようになることが望ましいのかもしれない。

仮説3の i 「支援機関の認識、制度等は、支援機関が抱く“非営利法人としてのあるべき姿”によって異なる」という仮説については、顕著な典型事例を見つけることはできなかった。

仮説3の ii 「支援機関の認識、制度等は、時代の要請・必要性に応じて変化する」という仮説については、法人制度発足から17年を経た特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人と8年を経たばかりの一般法人・公益法人では異なる様相を示すと推測されるが、今回は十分な検討はでき

ず、変化の事実や兆候を確認することはなかった。今後フォローすべき重要な仮説である。

### 5-3 2つの法人制度の意味と課題

#### (1) 一般・公益法人制度の意味と課題

##### ①一般法人について

一般法人は関係者への利益配分を禁じられた自由な法人制度で、ほとんど活動上の制約もない。行政や市民の認識が広がることで、今後次第に支援が進めば、その数もさらに増えると思われる。

しかし一般法人には完全非営利の団体だけでなく共益目的の団体や解散時の財産を私的に分配できる不完全非営利の団体が存在する。外部から支援する立場としてみれば、法人格のない任意団体と同じ程度の支援をするのであれば特に問題ないが、それ以上の特定非営利活動法人並みの支援対象とするなら、完全非営利の団体だけが支援対象に該当しよう。しかしこの3つの区分は法人制度による区分ではなく税制上の区分であるために登記事項でもなく、個々に定款の記載を確認しなければ分からない。外からは見えにくいのである。

また一般法人には、特定非営利活動法人や認定特定非営利活動法人あるいは公益法人のような情報公開の義務や仕組みもない。そのため組織や活動の実態を把握することも難しく、一般法人全体として社会的な信頼性が乏しいという認識が広がっている。

そこで社会的信頼性を確保するためには、それぞれが自らの Web 上において自主的な情報公開を行い、実態を見えるようにするとともに完全非営利の団体であることを明示することが望まれる。さらに、公開性の高い共同の情報公開サイトを各地に開設し、そこに積極的に登録することである。そのことにより、そのような団体は次第に特定非営利活動法人と同等の信頼性を確保することになり、さらには一般法人全体の信頼性の向上の第一歩にも繋がろう。

また一般法人には所轄庁も行政庁もない。そのために設立や活動に関しての行政の相談窓口はない。また一般法人を対象とする民間の支援組織も、地方には殆どない。地方の NPO 支援センターは特定非営利活動法人制度とともに育ち、特定非営利活動法人には十分な対応が可能であっても、一般法人への対応はまだ十分に行われていない。そこで各地の NPO 支援センターが、特定非営利活動法人と同じように一般法人の相談に応じることができるよう、一般法人への対応能力を強化することが求められる。

以上のような支援と並行して、それらのセンターが前記の情報公開サイトを運営していけば、相乗効果によって地域全体としての一般法人への理解や信頼がさらに高まっていくのではないだろうか。そのことを通じて、特定非営利活動法人も認定特定非営利活動法人も一般法人も公益法人も一体とした仲間として認識され、大きな市民セクターの形成へと向かうことを期待したい。

##### ②公益法人について

自立・安定した法人運営を可能にする新設の公益法人の仕組みには大きな可能性があり、認定件数の増加による市民主体の社会づくりの広がりが期待される。しかし一般法人から公益法人への認定への壁は厚く、特に地方においては、旧来の公益法人からの移行法人を除くと、公益法人の数は少ない。さらに幅広く新しく設立された市民団体にも公益認定の門戸が開かれるよう、その認定基準の緩和も検討されてよい。

認定制度の普及のためには、一般法人の公益認定に関する民間の相談窓口の存在も重要である。行政庁が相談窓口として存在するが、民間の立場からの相談が必要なこともある。難しい課題ではあるが、各地の NPO 支援センターが一般法人とともにそのような相談にも応じられるようになると、制度としての成熟は一層進むと思われる。

この他、公益認定の普及のために必要な制度面の課題としては、提出書類の簡素化、公益法人制度の認知度の向上、認定要件の緩和、運用の弾力化、監督官庁の指導等の基準の統一、などがある。

また公益認定後の課題としては、「遊休財産や収支相償の規制は法人に組織の成長を規制させ、危険な綱渡りの運営を強いる」とことと「公益事業の変更認定の手続きには膨大な事務作業を要し、公益活動の広がりが制限される」ことが、経験を踏まえて全国フォーラムで訴えられ、その改善が求められた。

## (2) 特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人制度の意味と課題

### ① 特定非営利活動法人について

今回の調査は認定選択を中心に行ったために、特定非営利活動法人自体の課題に関する指摘は少なかった。その中で重要な指摘は、政治活動規制に対する理論構築の必要性である。実際、この規定には誤解も多く、立法趣旨が正しく理解されていないための問題もでてきている。この点、一般法人には何らの規制もなく、その点ではアドボガシー活動を行う団体にとっては特定非営利活動法人より優れているとも言える。法人選択を考える上で、その規定の改廃も含めた議論が行われることが求められる。

### ② 認定特定非営利活動法人について

認定特定非営利活動法人に関しては、認定法人の信頼性の向上による認定の一層の増加が求められる。そのためにも、行政や中間支援組織が認定制度の広報と認定取得の推進をしていかなければならない。

認定促進に関しては、認定基準の問題、制度の分かり難さの問題、認定後の法人としての努力の問題等がある。認定基準については、パブリック・サポートテストを含めて認定を取得するための敷居が高いことや事業内容全体ではなく会計が主軸になっている部分があることなどが指摘できるが、一方、信用を守り続けたいので規制自体はゆるくしてほしくないといった意見もあり、今後の双方からの議論が必要であろう。制度の分かり難さについては、制度自体をもう少し簡素にすること、申請書類や定期提出資料のフォーマットを分かりやすくすること、税制控除のメリットを分かりやすくすることなどが必要になる。また社会における認知度が低く新しい公共として行政と並んで地域を支え貢献する機関として認知されていない、行政が認定特定非営利活動法人を公共機関の一つの形として扱ってくれることによって社会的地位も安定する、といった指摘もあり考慮すべきであろう。認定後の法人としての努力については、認定を受けたから寄附が集まるということだけでなく自らが積極的にPRする必要がある。

## (3) 2つの非営利法人制度があることについて

ほぼ同じような事業や活動を行うための法人・認定制度として、一般法人⇒公益法人という仕組みと特定非営利活動法人⇒認定特定非営利活動法人という2つの仕組みが2008年から併存している。これを今後とも併存させていくべきか将来的には統合していくべきか、その議論は日本の市民社会のありようを考える上でも重要になってくる。今回のインタビュー調査によると、回答者の属性を問わず「併存」と「統合」の意見は相半ばした。それぞれの意見は本章5-1-2(4)に記載した通りであるが、いずれも熟慮された意見と思われ、この課題を論ずるための関係者の理解が着実に進みつつあることを実感する。

それぞれの法人システムを活用しながら問題提起して改善を進め、それらのシステムが一体となって市民セクターの成長・発展を促すような状況認識の中でこそ、併存か統合かの議論を深めていくことが可能なように思われる。

## 5-4 当面の政策提言

2つの制度がともに日本社会の底力を向上させ、望ましい市民社会を実現していくためには、上記の課題解決を念頭に置きながら以下の取り組みを推進することが望まれる。

- ① 特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人と一般法人・公益法人が一つの席について、それぞれの意義や課題を語り合い共有する機会を各地で増やしていく。この調査において実施したフォーラムや報告書発行後に続いて予定している公表フォーラムは、その試行としても重要な意義をもつ。
- ② 地域の間支援組織は、特定非営利活動法人や認定特定非営利活動法人だけでなく一般法人や公益法人も支援の対象とできるよう、その能力向上を目指す。①の活動は、そのための研修の機会としても重要。
- ③ 個々の法人制度の問題については、常に議会や所轄庁や行政庁との対話を重ね、より良い方向

への改善に向けた着実な努力をしていく。

- ④ 非営利法人制度に関する実態把握や活動現場からの問題提起を活発にし、それぞれの制度の在り方や将来における併存か統合かの理論的な議論も深めていく。

この報告書が、これらの実現のための貴重な一歩を提供し、日本の市民社会の発展に大きく貢献するものになることを期待したい。

(山岡 義典)



平成 29 年度  
特定非営利活動法人に関する実態調査

報 告 書

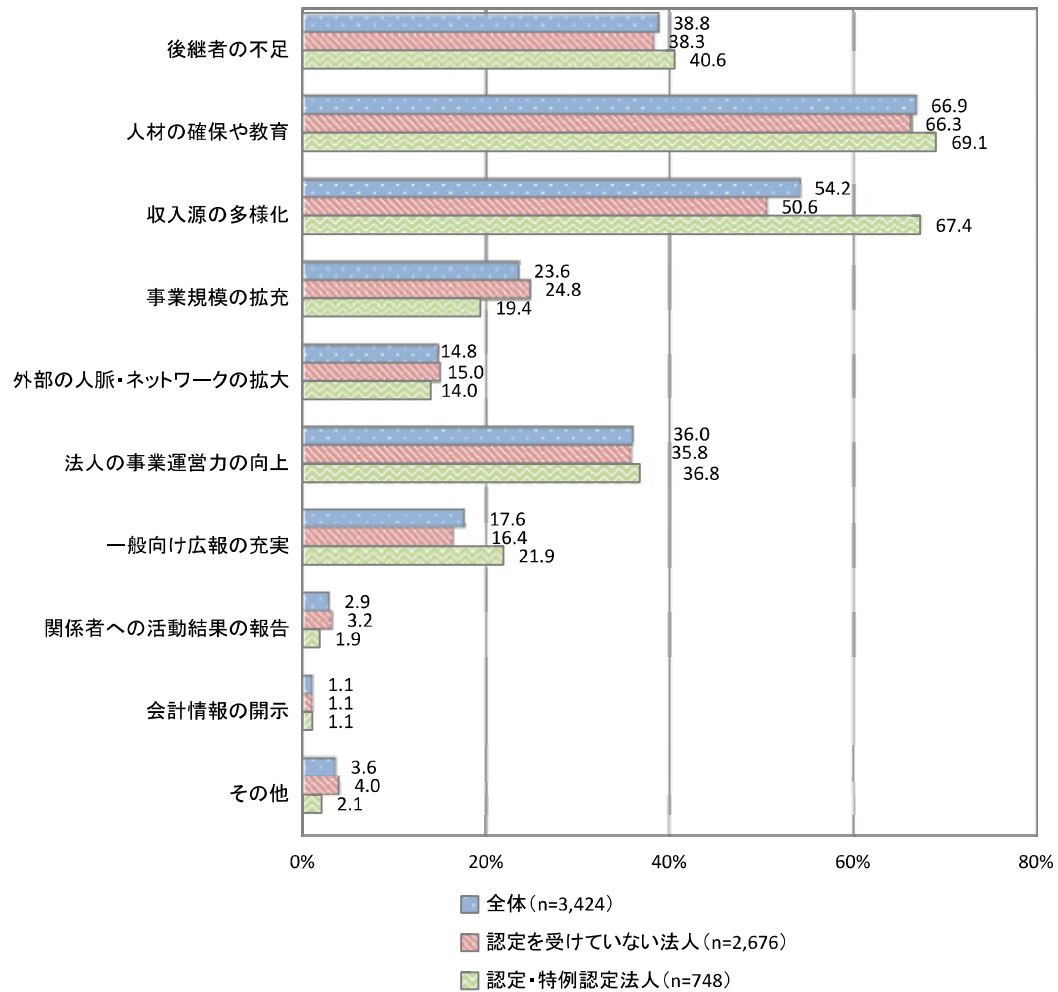
平成 30 年 3 月

内閣府

### (3) 抱える課題

抱える課題についてみると、認定・特例認定法人では「人材の確保や教育」(69.1%)、「収入源の多様化」(67.4%)の順となっている。認定を受けていない法人も同様に「人材の確保や教育」(66.3%)、「収入源の多様化」(50.6%)となっている。「収入源の多様化」においては、認定・特例認定法人と認定を受けていない法人の差が16.8%となっており、認定・特例認定法人のほうがより重要視している状況がうかがえる。【図表10】

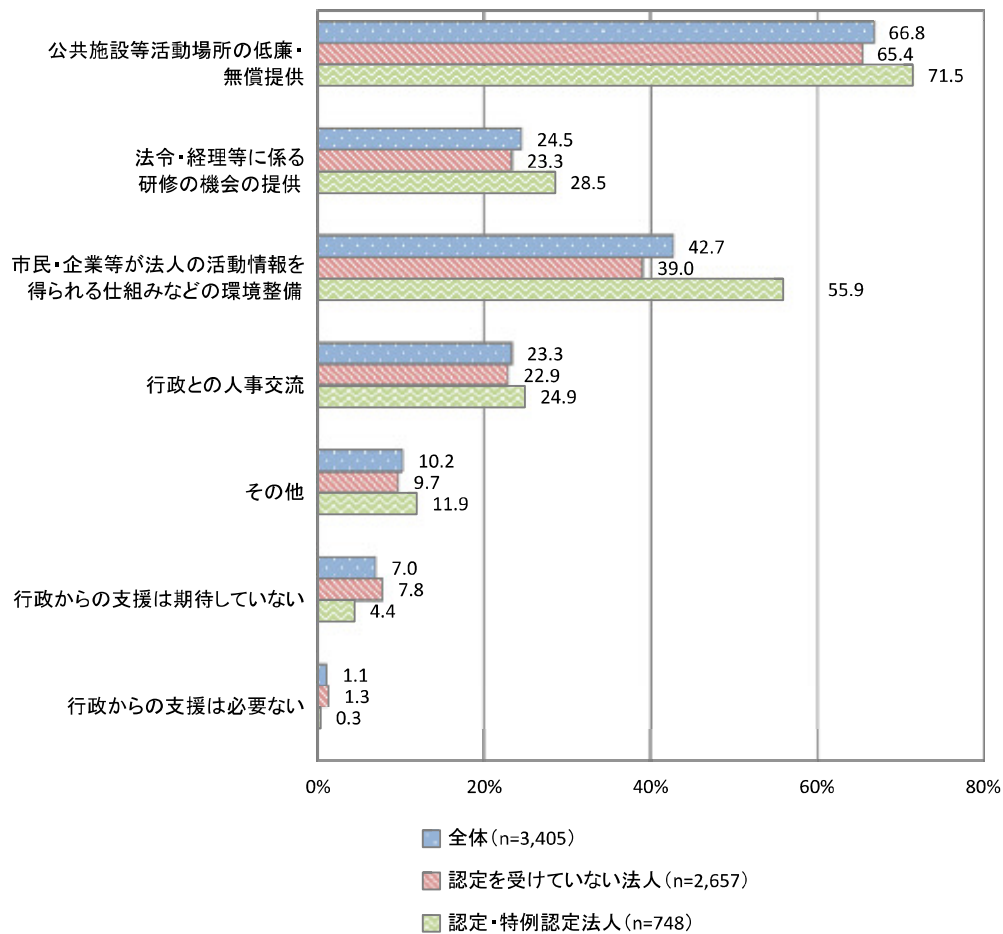
【図表10】抱える課題【回答3つまで】(n=3,424)



### (5) 行政による環境整備

行政への期待（資金面以外）については、認定を受けていない法人、認定・特例認定法人とも「公共施設等活動場所の低廉・無償提供」、「市民・企業等が法人の活動情報を得られる仕組みなどの環境整備」の順となっている。「市民・企業等が法人の活動情報を得られる仕組みなどの環境整備」については、認定・特例認定法人が 55.9%、認定を受けていない法人が 39.0%と、認定・特例認定法人のほうがより高い期待を寄せていることがうかがえる。【図表 12】

【図表 12】 行政への期待【MA】(n=3,405)



### (5) 特定非営利活動事業の収益構造

特定非営利活動に係る事業について、1法人あたりの収益合計をみると、認定を受けていない法人は平均値 2,476 万円、中央値 684 万円、認定・特例認定法人は平均値 5,524 万円、中央値 2,231 万円となっている。【図表 26】

費用合計については、認定を受けていない法人は平均値 2,383 万円、中央値 653 万円、認定・特例認定法人は平均値 5,194 万円、中央値 2,081 万円となっている。【図表 27】

収支差額については、認定を受けていない法人は平均値 90 万円、中央値 3 万円、認定・特例認定法人は平均値 329 万円、中央値 63 万円となっている。【図表 28】

【図表 26】 特定非営利活動に係る事業の収益合計

(単位:万円)

|             | 法人数   | 収益合計  |         |     |        |
|-------------|-------|-------|---------|-----|--------|
|             |       | 中央値   | 平均値     | 最小値 | 最大値    |
| 全体          | 1,597 | 989   | 3,237.7 | 0   | 72,688 |
| 認定を受けていない法人 | 1,198 | 684   | 2,476.3 | 0   | 72,688 |
| 認定・特例認定法人   | 399   | 2,231 | 5,523.6 | 3   | 70,620 |

【図表 27】 特定非営利活動に係る事業の費用合計

(単位:万円)

|             | 法人数   | 費用合計  |         |     |        |
|-------------|-------|-------|---------|-----|--------|
|             |       | 中央値   | 平均値     | 最小値 | 最大値    |
| 全体          | 1,595 | 942   | 3,086.2 | 0   | 70,314 |
| 認定を受けていない法人 | 1,196 | 653   | 2,383.0 | 0   | 69,600 |
| 認定・特例認定法人   | 399   | 2,081 | 5,194.2 | 10  | 70,314 |

【図表 28】 特定非営利活動に係る事業の収支差額

(単位:万円)

|             | 法人数   | 収支差額 |       |           |          |
|-------------|-------|------|-------|-----------|----------|
|             |       | 中央値  | 平均値   | 最小値       | 最大値      |
| 全体          | 1,594 | 6.5  | 150.0 | -19,339.9 | 13,575.9 |
| 認定を受けていない法人 | 1,195 | 3.2  | 90.1  | -19,339.9 | 9,146.0  |
| 認定・特例認定法人   | 399   | 63.0 | 329.3 | -2,914.1  | 13,575.9 |

※特定非営利活動事業のみの収支差額であり法人全体の収支差額ではない。

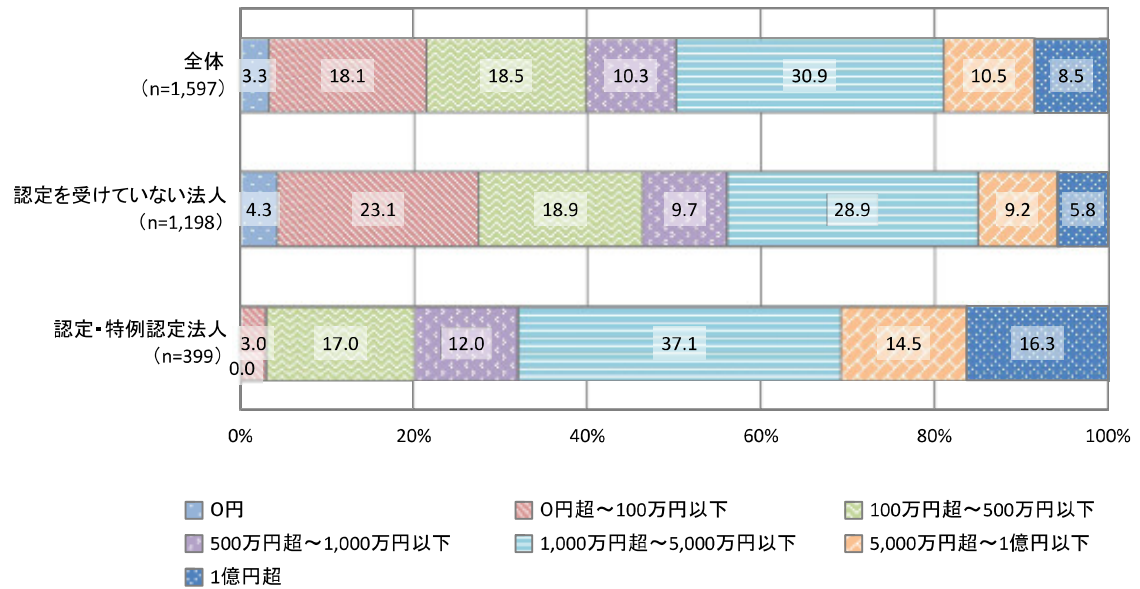
そのため、特定非営利活動事業収支差額がマイナスであっても必ずしも法人全体の収支差額がマイナスであることを意味しない。



## 収益

特定非営利活動事業の収益についてみると、収益が「1,000万円超」の法人は、認定・特例認定法人では67.9%を占めるが、認定を受けていない法人は43.9%となっている。認定を受けていない法人では「1,000万円以下」が半数以上を占めている。【図表 29】

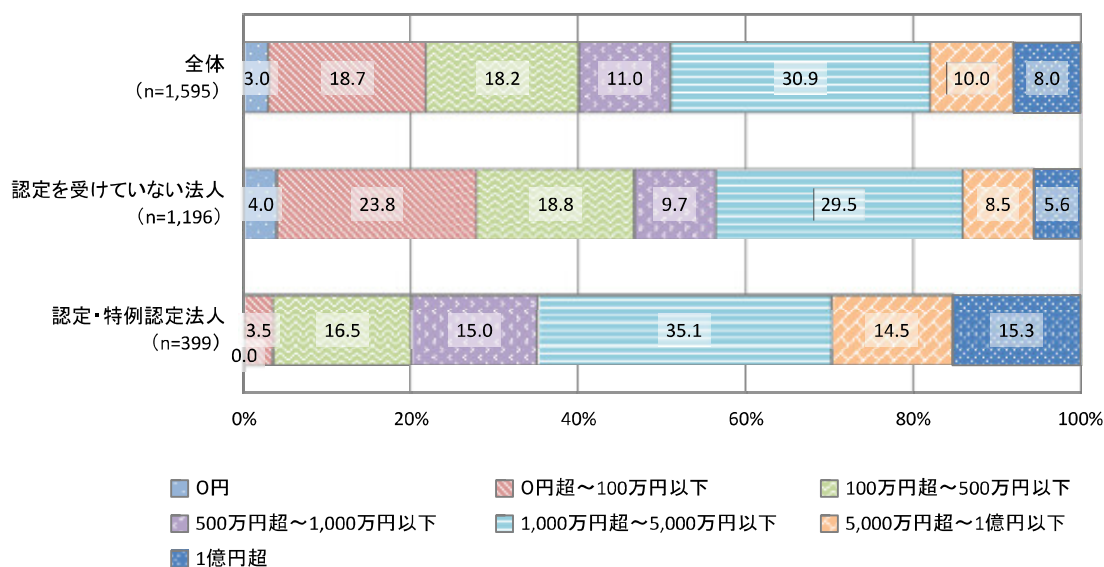
【図表 29】 特定非営利活動事業の収益合計 (n=1,597)



## 費用

特定非営利活動事業の費用についてみると、費用が「1,000万円超」の法人は、認定・特例認定法人では64.9%、認定を受けていない法人では43.6%となっている。「1,000万円超～5,000万円以下」の法人が一番多く、認定・特例認定法人では35.1%、認定を受けていない法人では29.5%となっている。【図表30】

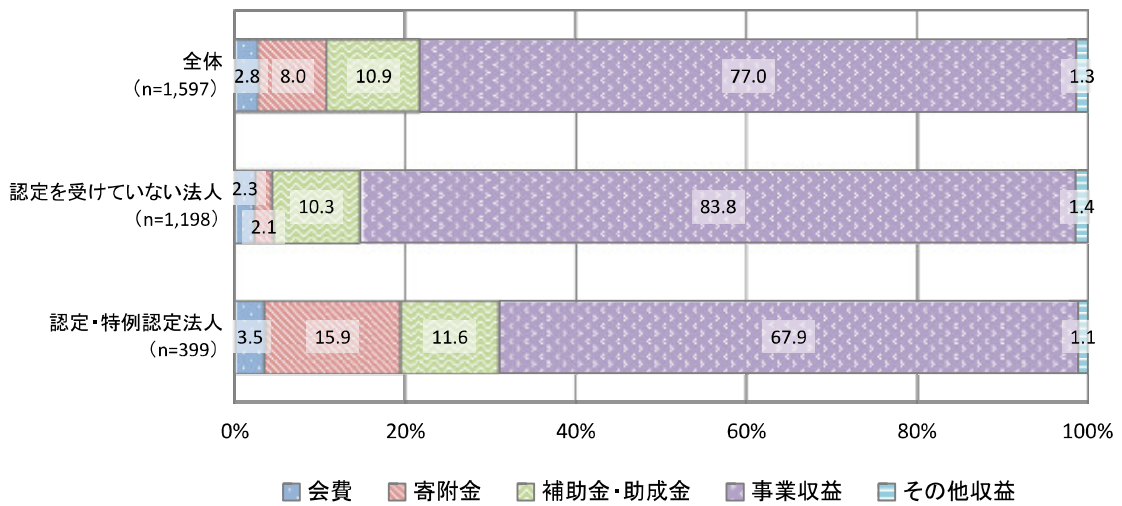
【図表30】 特定非営利活動事業の費用合計(n=1,595)



### (6) 特定非営利活動事業収益の財源別構造

収益の内訳は、認定を受けていない法人は「事業収益」が 83.8%、認定・特例認定法人は 67.9%となっている。認定・特例認定法人は次いで「寄附金」が多く、15.9%となっており、認定を受けていない法人（2.1%）と比べ、比率が高くなっている。【図表 31】

【図表 31】 収益の内訳(n=1,597)



### **会費、寄附金、補助金、助成金、事業収益**

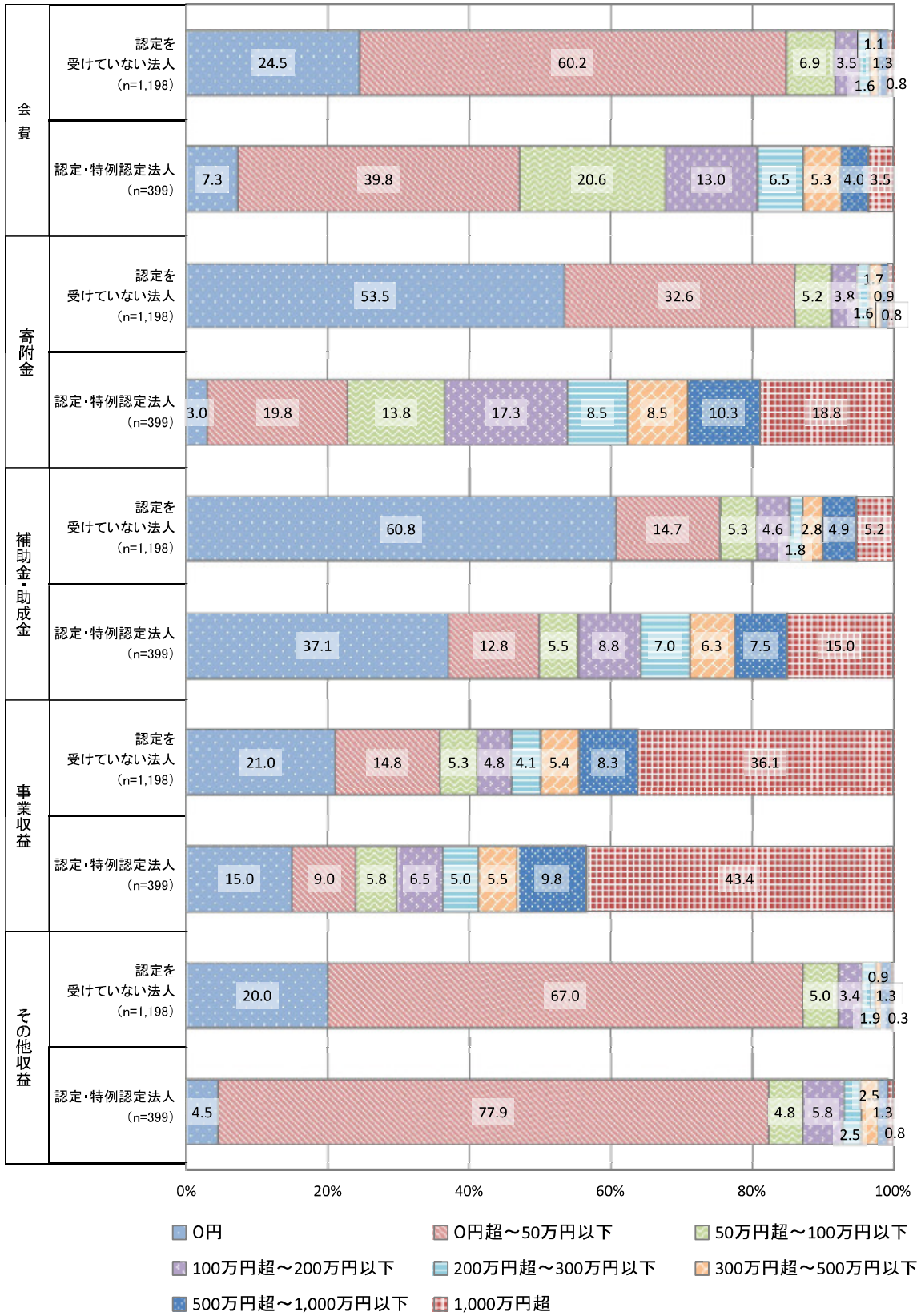
特定非営利活動事業収益の内訳の規模をみると、会費が「0円超～50万円以下」は認定を受けていない法人が60.2%に対し、認定・特例認定法人では39.8%となっている。

寄附金は、認定を受けていない法人は「0円」が53.5%と最も多く、「50万円以下」が86.1%を占めるが、認定・特例認定法人は「50万円超」が全体の77.2%を占めており、認定を受けていない法人に比べ寄附金収入が多くなっている。

補助金・助成金は、「0円」が認定を受けていない法人は60.8%、認定・特例認定法人は37.1%で最も多い。認定を受けていない法人と比べると認定・特例認定法人のほうが補助金・助成金を受けている率が高くなっている。

事業収益は、「1,000万円超」が認定を受けていない法人は36.1%、認定・特例認定法人は43.4%と最も多くなっている。【図表 32】

【図表 32】 特定非営利活動事業収益の内訳の規模(n=1,597)



## 5 寄附の受入状況

### (1) 受入寄附

#### 個人からの寄附

前事業年度における個人の寄附人数をみると、認定を受けていない法人では中央値 0 人、平均値 18 人、認定・特例認定法人では中央値 79 人、平均値 352 人となっている。また、寄附金額でみると、認定を受けていない法人は中央値 0 円、平均値 87 万円、認定・特例認定法人では中央値 92 万円、平均値 1,589 万円となっており、人数、金額ともに認定・特例認定法人のほうが多い。【図表 49】

【図表 49】 受入寄附(個人)

|             | 法人数   | 人数   |       |     |        | 法人数   | 金額(単位:万円) |         |     |         |
|-------------|-------|------|-------|-----|--------|-------|-----------|---------|-----|---------|
|             |       | 中央値  | 平均値   | 最小値 | 最大値    |       | 中央値       | 平均値     | 最小値 | 最大値     |
| 全体          | 3,127 | 1    | 95.4  | 0   | 58,640 | 3,156 | 0.8       | 438.0   | 0   | 344,430 |
| 認定を受けていない法人 | 2,403 | 0    | 18.0  | 0   | 12,673 | 2,419 | 0         | 87.2    | 0   | 69,028  |
| 認定・特例認定法人   | 724   | 78.5 | 352.1 | 0   | 58,640 | 737   | 92        | 1,589.4 | 0   | 344,430 |

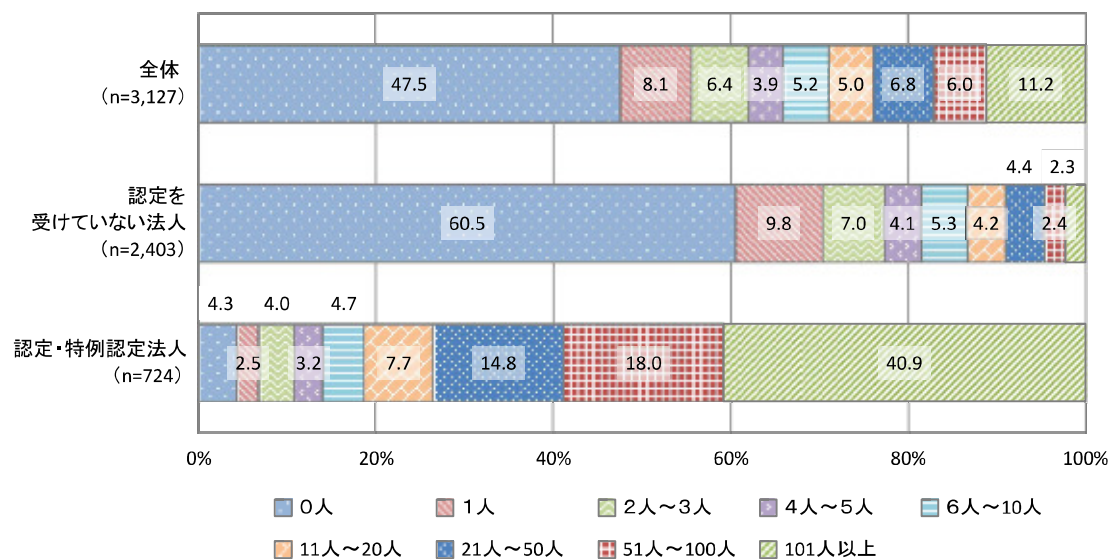
【図表 49(参考)】 受入寄附(個人)(0人・0円を除く)

|             | 法人数   | 人数  |       |     |        | 法人数   | 金額(単位:万円) |         |     |         |
|-------------|-------|-----|-------|-----|--------|-------|-----------|---------|-----|---------|
|             |       | 中央値 | 平均値   | 最小値 | 最大値    |       | 中央値       | 平均値     | 最小値 | 最大値     |
| 全体          | 1,641 | 15  | 181.8 | 1   | 58,640 | 1,670 | 30.5      | 827.8   | 0.1 | 344,430 |
| 認定を受けていない法人 | 948   | 5   | 45.7  | 1   | 12,673 | 964   | 10        | 218.9   | 0.1 | 69,028  |
| 認定・特例認定法人   | 693   | 85  | 367.8 | 1   | 58,640 | 706   | 102.2     | 1,659.1 | 0.3 | 344,430 |

## 個人寄附人数

個人の寄附人数を区分別にみると、認定を受けていない法人は「0人」が一番多く60.5%を占める。認定・特例認定法人は「101人以上」（40.9%）、「51～100人」（18.0%）、「21～50人」（14.8%）の順となっており、認定を受けていない法人よりも寄附人数が多い。【図表 50】

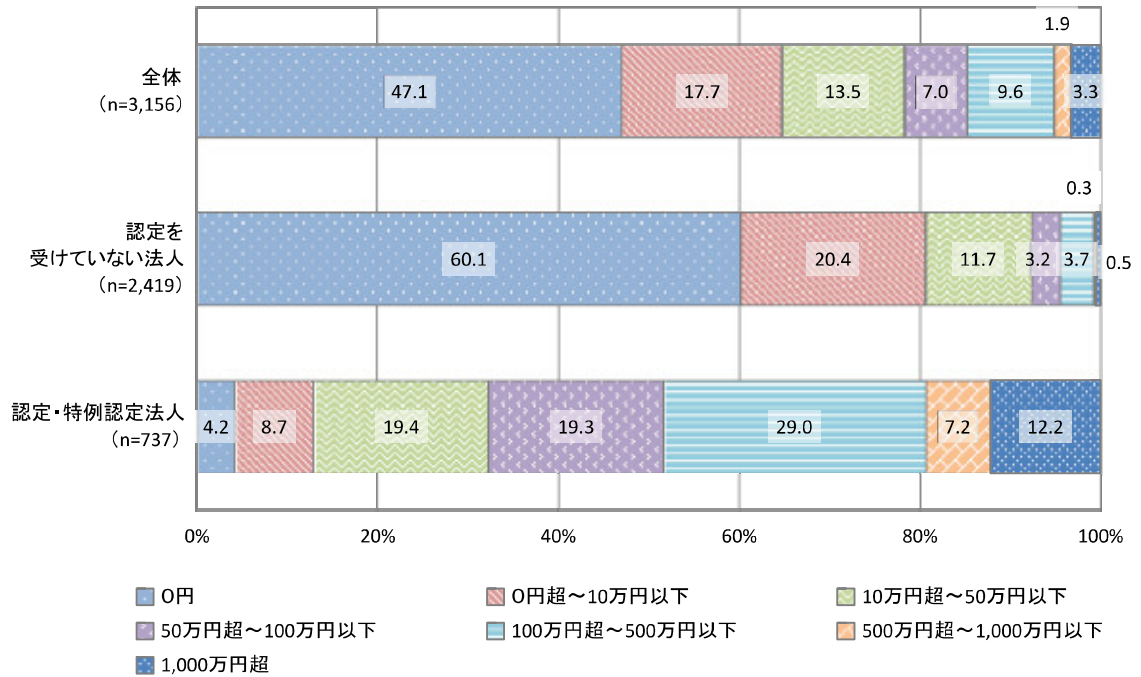
【図表 50】 個人寄附人数(n=3,127)



## 個人寄附金額

個人の寄附合計額を区別にみると、「0円」の区分を除き一番多い区分は、認定を受けていない法人は「0円超～10万円以下」が20.4%、認定・特例認定法人は「100万円超～500万円以下」が29.0%となっている。「50万円超」でみると、認定を受けていない法人の7.7%に比べ、認定・特例認定法人は67.7%と、個人からの寄附合計額が多くなっている。【図表 51】

【図表 51】 個人の寄附合計額(n=3,156)





### (3) 寄附への取組み

寄附への取組みについては、認定を受けていない法人は「特に取り組んでいることはない」が 65.1%と高い一方、認定・特例認定法人は「イベント実施等による対面での寄附呼びかけ」(53.3%)、「寄附の受入状況とその活用などに関する資料の作成・公表」(50.6%)、「寄附呼びかけのための広告掲載」(45.2%)と、積極的に様々な取組みを行っていることがうかがえる。【図表 61】

【図表 61】 寄附への取組み【MA】(n=3,305)

